

平成 27 年 9 月 11 日

城東統括支部会員各位

東京都社会保険労務士会城東統括支部  
統括支部長・江東支部長 会沢 力  
足立・荒川支部長 佐藤 元明  
葛飾支部長 疋田 秀裕  
墨田支部長 田中 誠  
江戸川支部長 山本 昌之

## 平成 27 年度前期 城東統括支部必須研修会のご案内

涼風の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素より統括支部の運営について格別のご高配を賜り、誠に有難うございます。心より厚く御礼申し上げます。

近年、働き過ぎ防止や健康確保のための時間外労働に対する監督指導の強化、ワークライフバランスなど、労働時間法制及び労働契約法制の今後のあり方が議論されるなか「高度プロフェッショナル制度」や「解雇の金銭解決制度」が取り沙汰され、これら労働法の一部改正が成立しようとしています。

これらの労働法の改正に伴う社労士の実務に与える影響について、就業規則の改定など委託企業からの要請や、法施行時に速やかな対応ができるよう研鑽を行うとともに、これら労働法の改正についての識見を持つことは社労士としてあまねく必要な知識であります。

そこで、今回の必須研修会では、労働法改正が社労士実務に与える影響をはじめ、企業の発展と労働者の福祉の向上を図る中立的立場の社労士として、どの様な心構えを持って対応していくべきかについてご講義いただきます。

ご多忙の時期とは存じますが、万障お繰り合わせの上、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

### 記

1. 日 時 平成 27 年 10 月 15 日 (木)  
受付 午後 1 時 30 分 開始  
研修 午後 2 時 00 分 開始～午後 4 時 30 分 終了予定
2. 会 場 カメリアホール (亀戸文化センター)  
〒136-0071 東京都江東区亀戸 2-19-1 カメリアプラザ 3F  
電話 03-5626-2121 (代表)  
JR 総武線「亀戸」駅 徒歩 2 分
3. 研修テーマ 「労働法改正が社労士実務に与える影響」(120 分)  
講師：成蹊大学 法学部教授 原 昌登 氏

(注意事項) ※代理受講につきましては受講シールの配布は出来ませんのでご了承願います。

## 平成 27 年度前期 城東統括支部必須研修会 お申込用紙

※FAX でのお申し込みは、この用紙(2枚目)のみでお願い致します。

江戸川支部申込先：研修部長 藤浦 隆英 宛

E-mail：[takahide0505ls@labor-section.jp](mailto:takahide0505ls@labor-section.jp)

FAX：03-3869-6964

※ 準備の都合上、平成 27 年 9 月 30 日（水）迄にお申し込みください。

期日厳守でお願い致します。

..... 申 込 書 .....

平成 27 年 10 月 15 日 城東統括支部必須研修会に参加します。

ふりがな 参加者氏名	事務所名 連絡先電話番号	種別 (○を付けてください)
		開業・勤務・法人
		開業・勤務・法人
		開業・勤務・法人

FAX よりも便利でカンタン！ 江戸川支部のホームページからも申し込みができます。

<http://www.edogawasr.jp/> にアクセスします。

メニューにある「会員ページ」にアクセスします。

(ID「edogawashibu」パスワード「kaiin」)を入力ください。

城東統括支部必須研修会のページがありますので、ここからお申込みください。